

甲佐町透水性舗装設置要領

1 目的

この要領は、甲佐町透水性舗装整備補助金交付要綱第2条に規定する透水性舗装の構造について必要な事項を定めるものとする。

2 適用

甲佐町透水性舗装整備補助金交付要綱に定める申請のあったものについて適用する。

3 透水性舗装の種別

- (1) 透水性アスファルト舗装
- (2) 透水性コンクリート舗装
- (3) 透水性平板ブロック舗装
- (4) 透水性インターロッキングブロック舗装
- (5) その他町長が適当と認める透水性舗装

4 交付の条件

- (1) 補助事業者は、自己の責任において施設の適正な維持管理を行い、浸透能力を継続しなければならない。
- (2) 補助事業者は、施設の機能が劣化または破損した場合には、清掃または補修等により浸透機能を回復しなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助金により設置した施設を第三者に譲渡等しようとするときは、その第三者に当該条件を引き継がせるものとし、その旨を第三者に説明しなければならない。
- (4) 同一申請者による申請は、申請者1人（1団体）につき各年度1回限りとする。

5 構造等

透水性舗装の工事に関する構造等は、別表に定めるほか次の各号に掲げるものとする。

- (1) 面積は10㎡以上とする。
- (2) 透水性を確保するため乳剤は散布しない。

6 設置箇所

- (1) 駐車場、広場、資材置き場等
- (2) 建物に対する安全性を配慮するとともに周辺の構造物及び土地の境界に影響しない距離を置いて設置すること。

7 その他

この要領によりがたい場合は、その都度、建設課が決定する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

(1)透水性アスファルト舗装

(単位：mm)



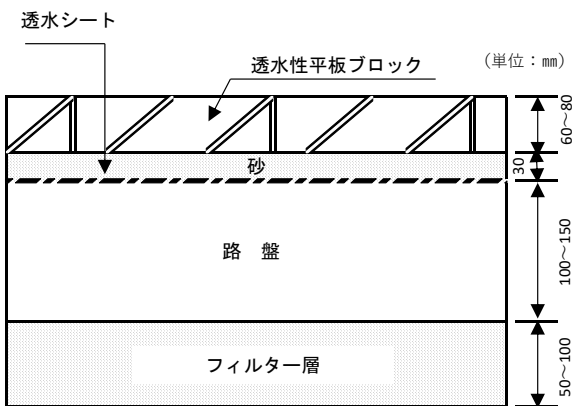
(2)透水性コンクリート舗装

(単位：mm)



(3)透水性平板ブロック舗装

(単位：mm)



(4)透水性インターロッキングブロック舗装

(単位：mm)

